

協議第 9 8 号

平成 1 6 年 月 日 確認

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	調整の内容(案)	国民健康保険制度については、統一を図るものとする。なお、国民健康保険料(税)賦課等については、以下のとおり調整する。 1 賦課方法は、「料」とする。 2 賦課方式は、医療分、介護分とも「3方式(所得割・均等割・平等割)」とする。 3 算定方法は、「旧ただし書き(前年所得)」とする。 4 賦課割合は、「平準化(応能割50%、応益割50%)」とする。 5 料率は、平成17年度新市において当該年度の医療費に見合う料率を設定する。 6 遡及分は、従前の例により算定する。 7 葬祭費は、津市・河芸町等の例により50,000円とする。
関係項目			

先進地事例

【篠山市】

- (1)国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- (2)国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3)財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。
- (4)国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5)督促手数料については、篠山町の例による。
- (6)保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7)保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については、篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

【西東京市】

- 国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。
- (1)賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
 - (2)保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
 - (3)納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

【周南市】

- 2市2町で差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取扱うものとする。
- (1)賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。
 - (2)賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。
 - (3)賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。
 - (4)納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。
 - (5)納入(納税)組合は、廃止の方向で検討する。
 - (6)任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。
 - (7)人間ドック健診費助成は、熊毛町の例により調整する。
 - (8)高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。
 - (9)国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (10)介護分の保険料は、国民健康保険料(医療分)の取扱いに準じ調整する。